

株式会社太陽ライフサポート 定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社太陽ライフサポートと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 要介護老人、病人及び障害者に対する入浴、食事、その他の日常生活における介護サービスに関する業務
2. 有料老人ホーム事業
3. 介護保険法に基づく下記事業
 - (1) 訪問介護事業
 - (2) 介護予防訪問介護事業
 - (3) 夜間対応型訪問介護事業
 - (4) 訪問看護事業
 - (5) 介護予防訪問看護事業
 - (6) 訪問入浴介護事業
 - (7) 介護予防訪問入浴介護事業
 - (8) 通所介護事業
 - (9) 介護予防通所介護事業
 - (10) 短期入所生活介護事業
 - (11) 介護予防短期入所生活介護事業
 - (12) 認知症対応型共同生活介護事業
 - (13) 介護予防認知症対応型共同生活介護事業
 - (14) 特定施設入居者生活介護事業
 - (15) 介護予防特定施設入居者生活介護事業
 - (16) 福祉用具貸与事業
 - (17) 介護予防福祉用具貸与事業
 - (18) 居宅介護支援事業
 - (19) 介護予防支援事業
4. 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法（障害児関係のみ）に基づく下記事業
 - (1) 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）
 - (2) デイサービス事業

(3) 短期入所事業 (ショートステイ)

(4) 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム)

5. 介護者、介護管理者育成のための研修、講習、教育に関する事業
6. 介護に関する相談事業
7. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
8. 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
9. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務
10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣業、特定労働者派遣業
11. 飲食店の経営
12. 診療所、薬局、鍼灸治療院及びマッサージ業務営業所の経営
13. 治療院、整骨院並びにリラクゼーションサロンの経営
14. スポーツ指導員、健康トレーニング指導員の派遣並びに教育、研修
15. セミナー、研修会の企画、運営
16. 健康器具、介護器具及び栄養補助食品の販売業務
17. 経営コンサルタント業
18. 保育所及び託児所の運営
19. 保育園、保育室等の保育施設の運営とノウハウの提供・指導並びに業務委託
20. 人材紹介業
21. 老人ホーム紹介業
22. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県豊岡市中央町 4 番 1 2 号に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1 2 0 0 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 9 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 12 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる

者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第17条 当社は、取締役1名以上を置く。

(代表取締役)

第18条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第19条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の解任方法)

第 21 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(報酬等)

第 23 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 24 条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当)

第 25 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

上記は、当会社の現行定款に相違ありません。

平成 29 年 6 月 30 日

株式会社太陽ライフサポート

代表取締役 三 山 哲 緒

